

包括外部監査の結果に基づく措置状況総括表

令和5年度に実施した包括外部監査の結果に基づき講じた措置は、次のとおりである。

テーマ	指摘 件数	措置状況			意見 件数	措置状況		
		措置 済み	今回 措置	未 措置		措置 済み	今回 措置	未 措置
下水道事業に関する 財務事務の執行及び 経営管理について	8	-	8	-	30	-	30	-

総 第 2 7 2 号

令和 6 年 6 月 2 1 日

茨城県代表監査委員 澤田 勝 殿

茨城県知事 大井川 和彦

令和 5 年度包括外部監査の結果に関する報告に基づく措置について（通知）

令和 5 年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき、別添のとおり措置を講じたので、  
地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定に基づき通知する。

令和5年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
	指摘	意見	短期	中長期			
	8	30	38	0			
第8章 監査の結果							
・下水道事業に関する財務事務に係る監査の結果及び意見							
1. 下水道事業の予算編成・執行に係る監査の結果及び意見							
(2) 検討結果							
流域下水道事業における工事費予算の上限枠について							
<b>【意見】</b> 流域下水道事業は、平成23年度からは、地方公営企業法の財務規定を適用した上で地方公営企業会計を運用しており、特別会計での運用ではなくなっている。それにもかかわらず特別会計であった当時の工事費予算の上限規制が依然として残っている。 下水道事業運営に必要な設備投資を適時に実施するためには、工事費予算の上限枠に関する規制は撤廃する必要がある。					下水道事業の工事費予算については、上限枠は設定されておらず、当初及び補正予算において所要額を計上をしているところ。 今後も必要な工事費予算については、適切に確保していく。	下水道課	138
2. 下水道事業の契約事務に係る監査の結果及び意見							
(2) 監査の結果							
下水道課							
( ) 指定管理の効果測定について							
<b>【意見】</b> 下水道施設の運営コスト管理は費目の趨勢を把握するに留まり、効率的な管理運営の実施によるコスト節減については明らかでなく、指定管理制度導入の目的を達成しているか判断できない。 これに対し、まず、専門人材の育成等により指定管理者との知識・情報格差を解消できるような仕組み作りを求めたい。その上で、各費目のあるべき基準値を設定して、実績値と比較・評価し、ひいては指定管理制度の有効性を検討できるようにすべきである。					令和6年度から、指定管理者との意見交換会を開催し、動力費や燃料費といった費目ごとの基準値の設定について検討し、実績値との比較・評価ができるような取り組みを行うこととした。	下水道課	139

令和5年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		8	30	38	0			
	( )機械・電気設備関係の契約について							
3	<p>【意見】 一度、下水道設備を納入すると、その後のメンテナンス業務等を請け負う者が実質的に決定してしまうのであれば、設備導入時にメンテナンス等の部分も含めて検討し、業者を選定するのが合理的である。今後の設備導入では、導入時の費用等のインシヤルコストだけではなく、メンテナンス等のランニングコストも合わせて検討し、業者選定・契約方式を選定すべきである。</p>					設備導入時に、インシヤルコストに加えメンテナンス業務等のランニングコストを含めた全体的なコスト削減についても考慮し、建設工事とメンテナンス業務の事業者を一体的に選定・契約を行う方式の導入可能性について検討していくこととし、令和6年度は、先進県の事例の調査を行い、導入に当たる課題を整理していくこととした。	下水道課	142
	鹿島下水道事務所							
	( )「繰越明許費」とする案件の契約について							
4	<p>【意見】 当初より予算繰越を予定している案件については、繰越承認されなかった場合も想定し、契約書の文言や特記仕様書の記載内容の変更を検討すべきと考える。</p>					令和6年度から、繰越が見込まれる工事については、特記仕様書に「本契約に係る予算の繰越手続きが認められなかった場合においては、令和〇年3月30日迄に工事を完成させるために必要となる設計変更を、別途協議により行う予定である。」と記載することとした。	下水道課	143
	( )一者随意契約の決裁について							
5	<p>【指摘】 当該事業の契約方式を一者随意契約とするのは、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当するからであり、同条同項第2号を理由とするものではない。形式的には契約方式選定に該当する正当な決裁がない状態となっていたため、決裁の検討に関し瑕疵があると判断する。</p>					契約方式を随意契約とする案件については、令和5年度から入札委員会で「茨城県財務規則の解釈及び運用」を提示し、該当理由の確認を行うこととした。	下水道課	148
	( )管路施設等緊急点検及び緊急措置等取扱要領について							
6	<p>【指摘】 緊急点検等を実施した業者に対し、緊急点検等完了報告書（別紙様式第3号）の提出を求めるところ、指定業者より完了報告書の提出は受けているが、別紙様式第3号で定められた形での報告を受けておらず、同要領で決められた報告書を受けていない状態であった。 決められた報告書を受領していない点で、手続の瑕疵があると判断する。</p>					提出様式が相違した原因は、現様式が今回の報告内容にそぐわないものであったことから、今回の事案にも対応できるように、新たに報告様式を定め、「管路施設等緊急点検及び緊急措置等取扱要領」を令和5年度に改正した。	下水道課	151

令和5年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		8	30	38	0			
7	【意見】 緊急点検等完了報告書別紙（様式第3号）が自然災害又は事故の発生を想定したものであり、緊急交換工事に即したのではない。そのため、様式のフォーマット変更又は単なる緊急交換工事の案件は別の報告書でもよい決まりにする等の対応が必要と考える。					緊急交換工事にも対応できるよう、令和5年度に「管路施設等緊急点検及び緊急措置等取扱要領」を改正し、「事故の発生の恐れがある案件」に関する記述を追加し、その報告に関する様式を定めた。	下水道課	152
8	【意見】 「管路施設等緊急点検及び緊急措置等取扱要領」は、自然災害又は事故等の緊急時に適用するものであり、通常対応できる場合には適用すべきものではない。ガイドラインを作成しどのような場合に同要領が適用できるかを示すか又は要領を改正し適用できる場合を具体的に規定すべきである。					「緊急性はあるが現に事故等には至っていない」ケースにも対応できるよう、要領に「事故の発生の恐れがある案件」に関する記述を追加し、令和5年度に改正した。	下水道課	152
（ ）建設コンサルタント業務の積算について								
9	【意見】 積算基準（土木編）の材料費の積算では、異常値を除外する形で平均価格を算定することが定められている。建設コンサルタント業務に係る積算基準についても、異常値を除外した平均価格の算定を定めるべきである。					積算基準を所管する検査指導課と協議した結果、歩掛の見積聴取時における採用見積の決定に当たり、異常値を除外する考え方について、令和6年度中に整理することとした。	下水道課	154
流域下水道事務所								
（ ）公平な受注機会の検討資料について								
10	【意見】 管路施設改築詳細設計業務委託に関する入札委員会用の資料が作成されていないため、機械・電気設備の工事と比し、十分な検討がされているか確認できない。委託業務でも公平な受注機会を確保する入札委員会用の資料を作成すべきである。					委託業務について入札委員会で公正な受注機会が確保されていることを確認するため、令和6年度より、機械・電気設備の工事と同様に当該年度の指名実績一覧表を作成することとした。	下水道課	162
（ ）見積り徴取手続等について								
11	【意見】 見積り徴取手続は、予定価格設定に影響を与える非常に重要なものであるが、同事務所と本庁担当課との間に認識の齟齬が生じており問題がある。 このような手続上の取扱いを確認する場合は、文書による通知を必須とし、事務所と本庁の認識相違が生じないようにする必要があると考える。					見積徴取手続について、事務所と本庁担当課との間に認識の齟齬が生じないように、令和6年度中に、本庁下水道課から通知を発出することとした。	下水道課	163

令和5年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		8	30	38	0			
	3. 下水道事業の決算に係る監査の結果及び意見							
	(1) 建設仮勘定として計上している支出							
	( ) 診断業務、計画業務、調査業務に係る支出の会計処理、予算区分について							
	a. 診断業務、計画業務、調査業務に係る支出の会計処理について							
12	【指摘】 診断業務、計画業務、調査業務にかかる支出金額は、建設仮勘定として処理されるのではなく、経営意思決定のための本来営業費用の区分にて計上されることが妥当である。					固定資産の取得に結びつかない業務については、令和7年度の当初予算要求段階から営業費用に計上することとした。 また、過去に建設仮勘定として計上したが、営業費用と判断される業務については、令和6年度に修正処理を行うこととした。	下水道課	178
	b. 診断業務、計画業務、調査業務に係る支出の予算区分について							
13	【指摘】 診断業務・計画業務・調査業務に係る支出は、固定資産取得の付随費用ではない。したがって、当該支出については収益的支出にすべきであり、資本的支出とするのは不相当である。 そのため、予算区分上も4条予算ではなく3条予算として区分すべきである。					令和7年度当初予算から、業務委託の内容が、固定資産の取得に付随するものではない場合、資本的支出ではなく、収益的支出に計上することとした。	下水道課	179
	(2) 減損会計の検討結果							
	固定資産のグルーピングについて							
14	【指摘】 地方公営企業会計制度に即して固定資産の減損を検討するにあたり、事業別試算表や事業別総勘定元帳の作成をしているなど、継続的に収支の把握がなされている単位である、霞ヶ浦常南・霞ヶ浦湖北・那珂久慈・霞ヶ浦水郷・利根左岸さしま・鬼怒小貝・小貝川東部・広域汚泥の8事業に分けて1つのグループとして減損の兆候の有無を検証すべきである。					流域下水道について、8事業をまとめて1つのグループとしていたが、令和6年度からは、事業ごとに分けて減損の兆候の有無を検証することとした。	下水道課	184
	固定資産の減損損失の計上漏れの可能性について							
15	【意見】 霞ヶ浦水郷流域下水道事業の割引前将来キャッシュ・フロー総額は現在の固定資産簿価を下回ることが推定され、固定資産の減損損失が計上漏れになっている蓋然性が認められる。 関連する規定に基づいて、固定資産減損損失の計上の要否を検討することが望ましい					流域下水道について、令和6年度からは、事業ごとに分けて減損の兆候の有無を検証したうえで、減損損失の計上の要否を検討することとした。	下水道課	187

令和5年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		8	30	38	0			
	<b>(6) 修繕引当金</b>							
	修繕引当金の計算方法及び修繕引当金繰入額の計上時期について							
16	<p>【意見】 過年度に修繕の原因が発生している場合に修繕引当金を計上漏れしないように、修繕すべき事実の把握とそれに対して修繕行為がいつ実施できるかを見込んで、修繕行為が翌年度以降になるものについては修繕引当金として計上すべきであり、の事実が漏れなく把握できるようにする必要があります。</p>					令和7年度の予算編成時から、過年度に原因が発生している計画的な修繕であるかどうかを把握し、当該修繕が、何らかの理由で行われなかった場合は、引当金として計上することとした。	下水道課	198
	<b>(8) 消費税の会計処理</b>							
	仮受消費税の計上遅れについて							
17	<p>【指摘】 那珂久慈ブロック広域汚泥処理事業に係る共同焼却炉施設等の維持管理費用の負担金について、汚泥処理負担金精算未入金分の収益計上額に係る仮受消費税の計上が、収益計上年度に計上するべきところ、入金年度に計上されており、計上が2年度遅れている。</p>					令和5年度決算から、汚泥処理負担金精算未入金分に係る仮受消費税について、収益計上年度に計上することとした。	下水道課	214
	<b>4. 下水道事業の財産管理に係る監査の結果及び意見</b>							
	取得資産に係る耐用年数の不統一について【流域下水道事業】							
18	<p>【指摘】 流域下水道事務所の常南と那珂久慈において取得した同種の資産の耐用年数が異なっており、同一とすべき。</p>					令和4年度に取得した常南と那珂久慈の同種の資産については、令和6年3月に耐用年数を同一とする修正を行った。 令和5年度以降の取得資産に係る耐用年数については、地方公営企業法施行細則等に基づき適切に判断するとともに、固定資産台帳への登録にあたっては、担当者間でチェックの上、所内決裁を経て処理を行うこととした。	下水道課	216
	固定資産の除却に当たり対象資産が固定資産台帳上で明確でない資産を除却処理したもの【鹿島臨海都市計画下水道事業】							
19	<p>【意見】 事業開始当初に取得した資産に関しては、可能な範囲で下水道台帳との連動を図ることができるよう対策を講じることについて検討をすべきである。</p>					過年度に取得した資産について、令和6年度に、設置当時の資料を可能な範囲で確認し、固定資産台帳及び下水道台帳に情報を反映させることとした。	下水道課	217
	固定資産の残存価額の会計処理について							
20	<p>【意見】 地方公営企業法施行規則に定める有形固定資産の帳簿価額を一円に達するまで減価償却を行うことができるとする規定を積極的に採用し、実在しない固定資産簿価が残ったままになってしまう可能性を排除することが望ましい。</p>					現在の財務会計システムは、一円に達するまでの減価償却に対応していないため、システム更新時に、規定の採用を検討することとした。	下水道課	218

令和5年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		8	30	38	0			
	固定資産の現物管理について							
21	【意見】 固定資産の除却漏れは貸借対照表や損益計算書などに影響を与える項目であることから、その重要性について認識し適切に固定資産の実地調査を行う必要がある。					固定資産の実地調査は、「茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業及び流域下水道事業の固定資産実地確認要領」に基づき、毎年度9月に行っているが、年度によって調査結果にばらつきがあるため、統一した基準で調査が行えるよう、令和6年8月までに詳細な手順書を作成することとした。 また、更新工事を行った際は、旧資産の除却費が適切に計上されているか確認を行うこととした。	下水道課	220
22	【意見】 固定資産台帳に記載されている見学者向け広報ビデオテープなど、使用見込みのない資産については、適時に処分することが望ましい。					使用見込みのない資産については、除却費の予算を確保のうえ、適時、適切に処分することとした。	下水道課	222
	基金及び余裕資金の運用について							
	( ) 余裕資金の運用について							
23	【意見】 余裕資金の運用は、定期預金に限らず、他の確実かつ有利な方法を下水道課としても検討すべきであるとする。					令和6年度に10年程度の資金運用可能額を算定し、令和6年度末から10年債権での運用を検討することとした。	下水道課	224
	下水道事業に関する経営管理に係る監査の結果及び意見							
	1. 施設の老朽化対策							
	(2) 検討結果							
	ストックマネジメント計画及びその他の計画の投資試算、投資計画への反映							
24	【意見】 下水道事業者として策定している計画は、耐震化計画、耐水化計画、広域化・共同化計画など多岐にわたり、将来の投資計画に影響がある。県のストックマネジメント計画は、当該ガイドラインなどに則して作成されているが、これらの諸計画についてストックマネジメント計画には未反映であり、将来のより実態的な投資計画の根拠になっているとまで言えない。これらの将来計画を投資試算、投資計画としてとりまとめた計画を策定されることが望ましい。					下水道施設の改築について（令和4.4.1国水第67号下水道事業課長通知）によると「他の事業制度に基づく計画に位置付けられたものは、あらかじめ下水道ストックマネジメント計画に位置付ける必要はない。」とされている。一方で、経営戦略における建設計画は、収支計画の根幹となるものであるため、令和6年度にストックマネジメント計画及びその他の事業制度に基づく計画を取りまとめ、令和7年度に投資試算を整理することとした。	下水道課	226
	目標耐用年数の妥当性の未検討							
25	【意見】 ストックマネジメント計画をより実態的な計画にする観点からは、目標耐用年数が実勢を反映しているものになっているか、一定期間ごとに振り返りをする必要があるとする。					目標耐用年数が実勢を反映しているものになっているかを分析しながら、ストックマネジメント計画の期間に併せて5カ年毎に振り返ることとした。	下水道課	227



令和5年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		8	30	38	0			
	ストックマネジメント計画の根拠資料の保存							
26	<p>【意見】</p> <p>流域下水道事務所において、ストックマネジメント計画の計画値とその根拠資料を突合する手続を実施した際に、計画値積算の根拠資料が保存されていない状況が散見された。</p> <p>適切な説明責任を履行できるよう、また、業務上適切な引継ぎができるよう計画値積算の根拠資料は網羅的に保存する必要がある。</p>					令和6年度から、ストックマネジメント計画における計画値（概算費用）については、算出根拠を計画策定資料の中に保存することとした。	下水道課	227
	鹿島臨海公共下水道事業における躯体改築の用地について							
27	<p>【意見】</p> <p>鹿島臨海公共下水道事業においては、深芝処理場にて事業を運営しているが、水処理施設の躯体の改築をする際に十分な敷地の広さがなく、制約が生じる可能性がある。</p> <p>長期的な施設運営の観点からは、どのように各水処理施設の躯体を改築することができるかについて施設レイアウトのシミュレーションを実施することや計画を立てることが望ましい。</p>					既に深芝処理場については、水処理を含めた施設全体の再構築を検討しているところであり、各水処理施設の改築についても、施工性の外、施設運営に支障が生じないように留意し、令和6年度中に再構築の手法を含めた方向性を決定することとした。	下水道課	228
	2. 災害対策							
	(2) 検討結果							
	耐水化計画が内水氾濫を検討対象外としている件							
28	<p>【意見】</p> <p>現在の耐水化計画は、洪水が発生した場合のみを前提としており、内水氾濫を前提とした計画になっていない。</p> <p>県内の下水道事業を行っている市町村は、令和7年度までに浸水想定区域図や内水ハザードマップの作成、その基礎となるシミュレーションに取り組んでいるとのことであり、県の耐水化計画策定について、市町村の作成する基礎データが揃ってきた段階で適時に見直す必要がある。</p>					令和6年度に係市区町村と内水浸水想定区域図の作成について協議を行い、令和7年度より、必要に応じて県の耐水化計画の見直しを行うこととした。	下水道課	228

令和5年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		8	30	38	0			
	業務継続計画（BCP）における重要情報のバックアップ							
29	<p>【意見】 流域下水道事務所の策定した事業継続計画において、重要情報として認可図書、施設平面図、縦断面図、下水道台帳（管路、施設、設備）、原図、受託者負担金情報などが紙情報として定義されているが、バックアップの有無では無とされていた。 また、鹿島臨海特定公共下水道事業における認可図書、施設平面図、縦断面図、下水道台帳（管路、施設、設備）、原図、耐震化状況図がバックアップの有無では無とされていた。 重要情報として定義されている以上、災害発生に備えて重要情報はバックアップされる必要があると考える。</p>					令和6年度に事業継続計画の見直しを行う際に、事務所・センターごとに必要となる重要情報の仕分け及びバックアップを行うこととした。	下水道課	229
	BCPにおける一部訓練の未実施							
30	<p>【意見】 BCPでは、事前対策計画として防災訓練などの訓練計画を設定し、年1回の開催としている。訓練計画の実施状況を検討したところ、このうち化学物質漏洩訓練が年1回の開催頻度ではなかった。BCPに定めた計画は、計画どおり実施されることが望ましい。</p>					令和5年度に見直した事業継続計画に基づき、令和6年度より流域下水道事務所全体で想定される被災ごとに年1回訓練を行うこととした。	下水道課	229
	3. 経営戦略							
	(2) 検討結果							
	成果指標の妥当性について							
31	<p>【意見】 経営戦略において掲げる施策に対する成果指標について、指定管理者制度導入数や研修参加者等は、その妥当性について再度検討すべきであるとする。</p>					令和7年度に策定する新たな経営戦略において、成果指標の項目も含め、茨城県下水道事業経営懇談会にて見直しの検討を行うこととし、令和6年度から準備を始めたところである。	下水道課	229
	経営課題の優先度について							
32	<p>【意見】 経営課題の優先度については、投入する人的資源や予算も影響しており重要な経営判断になるので、経営環境の変化に伴い適時に見直していくべきであるとする。</p>					令和7年度に策定する新たな経営戦略において、経営課題の項目も含め、茨城県下水道事業経営懇談会にて見直しの検討を行うこととし、令和6年度から準備を始めたところである。	下水道課	230

令和5年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		8	30	38	0			
	4. 投資計画及び財政収支計画							
	(2) 検討結果							
	長期収支計画（財源試算、投資試算）の策定について							
33	【指摘】 中長期の計画は、地方公営企業の運営、特に長期にわたって投資が固定化されるインフラ事業としての下水道事業においては極めて重要であり、中長期（30～50年超）における収支計画を策定することが必要であると考ええる。					令和7年度に策定する新たな経営戦略において可能な限り長期間の収支計画を策定することとし、令和6年度から準備を始めたところである。	下水道課	231
	霞ヶ浦水郷流域下水道事業の収支計画について							
34	【意見】 霞ヶ浦水郷事業は当期純利益が5年間7付5で推移しており、負担金の見直しによる経営努力は認めるが、収支計画の見直しが必要である。					令和6年度に霞ヶ浦水郷事業の負担金の見直しを反映させた収支計画を作成及び関係市と調整し、令和7年度の茨城県下水道事業経営懇談会に諮ることとした。	下水道課	233
	財政収支計画の計画実績差異の分析について							
35	【意見】 予算と実績の差異の分析は実施しており、単年度予算の予算統制に問題は検出されなかったが、10年間の収支計画についても計画と実績の差異を把握し差異要因を分析することで経営課題を適切に識別し対処していくプロセスが必要であると考ええる。					令和6年度に収支計画と実績の差異を分析し、経営課題を確認するとともに、対処方法については、令和7年度に策定する新たな経営戦略に反映させることとした。	下水道課	233
	5. 経営改善活動（コストダウンの取組、業務効率化、民間活力の活用、ICTの活用）							
	(2) 検討結果							
	共同調達の採用可能性検討について							
36	【意見】 次亜塩素酸ソーダなど必要な薬品は各指定管理者が独自にこれらの必要な薬品を購入、調達しているが、大量購買によるスケールメリットが期待できる共同調達についてその実施可能性を検討するべきであり、実務的に採用可能か、どのようなメリットデメリットがあるか、その効果などを検討するべきである。					各下水道施設が共通で使用している薬品（次亜塩素酸ソーダなど）について、令和6年度に県が共同調達を実施した場合の費用と比較し、スケールメリットが発揮されるかどうかの検証を行うこととした。	下水道課	234

令和5年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		8	30	38	0			
	工事完成時期平準化について							
37	<p>【意見】</p> <p>工事完成時期を平準化し、工事時期の偏りを一定程度緩和することにより、工事委託先の工事コストの削減、ひいては県下水道事業における費用節減につながる可能性がある。3Eの経済性の観点から採用の是非について検討することが望ましい。</p>					年度ごとに発注本数や工事の内容が異なることから、令和6年度から、毎年度当初に、発注時期の見直しや適正な工期設定を検討し、コスト削減の可能性を勘案しながら工事完成時期の平準化に努めていくこととした。	下水道課	234
	6. 広域化・共同化（下水道事業を含む。）							
	(2) 検討結果							
	広域化・共同化計画のソフトメニューの取組について							
38	<p>【意見】</p> <p>共同調達等の検討を含め、共同化を検討する業務を拡大すること、計画を策定するだけでなくその取組についてきちんとPDCAサイクルを回すことなどが重要であり、そのために各市町村の課題の洗い出しとその課題解決のためのアクションプラン、その実施時期の具体的な決定などに適宜取り組むべきである。</p>					令和6年度から年2回以上、市町村へのヒアリング等を実施することにより、計画に位置付けられた取組みについて、課題を洗い出しを行うとともに、共同化を行う業務の拡大について、実現可能性を検討するものとし、その結果を踏まえて、必要に応じて計画を見直すこととした。	下水道課	235
		8	30	38	0			

## 包括外部監査の結果に基づく措置状況総括表

令和3年度に実施した包括外部監査の結果に基づき講じた措置は、次のとおりである。

年度	テーマ	指摘 件数	措置状況			意見 件数	対応状況		
			措置 済	今回 措置	未 措置		対応 済	今回 対応	未 対応
3	債権(県税に係るものを除く。)の管理に関する財務事務の執行について	63	62	1	-	125	124	1	-

総 第 2 7 3 号

令和 6 年 6 月 2 1 日

茨城県代表監査委員 澤田 勝 殿

茨城県知事 大井川 和彦

令和 3 年度包括外部監査の結果に関する報告に基づく措置について  
( 通知 )

令和 3 年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき、別添のとおり措置を講じたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき通知する。

(様式3 - 1)

令和3年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 債権（県税に係るものを除く。）の管理に関する財務事務の執行について	担当部・課 立地推進部宅地整備販売課
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等
<p>所管課の対応は、少額でも回収することを優先してのものであるが、現状の返済が続くと回収期間が極めて長期的となるので、あらゆる方策を講じ回収期間の短縮を図らなければならない。</p>	<p>回収期間の短縮を図るため、債務者に対して、強制執行等も視野に、財産調査を行うとともに、自宅訪問も含め返済交渉を断続的に実施。</p> <p>そうした中、債務者の代理人弁護士により、破産手続きが進められ、債務者に対する裁判所の免責許可が令和6年2月に確定したことに伴い、法令等に沿った適切な債権管理を行うため、当該債権の放棄の手続きを進め、未収債権の解消に努めた。</p>

会 発 第 2 8 2 号

令和 6 年 10 月 1 日

茨城県代表監査委員 殿

茨城県警察本部長

包括外部監査の結果に関する報告に基づく措置について

包括外部監査の結果に関する報告に基づき、下記のとおり措置を講じることとしたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知する。

記

別添 「令和3年度 包括外部監査結果報告への対応」



(様式3 - 2)

令和3年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ		担当部・課
債権(県税に係るものを除く。)の管理に関する財務事務の執行について		警察本部交通指導課
意見の概要	意見への対応	
【債権管理システムの見直しについて】 作業の二重化を防止するためにも、放置駐車違反管理システムから、違反者別(標章番号別)の債権の増加額(調停額)・減少額(収入済額、不納欠損額)・残高に関する「明細データ」を出力できるよう機能を見直し、財務システムの「合計額データ」との照合作業に利用できるように改善すべきである	放置駐車違反管理システムを改修し、財務システムとの照合作業に利用できるよう改めた。(令和6年3月29日改修完了)	

茨城県代表監査委員 澤田 勝 殿

茨城県教育委員会教育長 柳橋 常喜

令和 2 年度包括外部監査の結果に関する報告に基づく措置について  
( 通知 )

令和 2 年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき、以下のとおり措置を講じたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき通知する。

年 度	テ ー マ	指 摘 件 数	措 置 状 況			意 見 件 数	対 応 状 況		
			措 置 済	今 回 措 置	未 措 置		対 応 済	今 回 対 応	未 対 応
R2	教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について	83	60	2	21	89	56	3	30

(様式3 - 1)

令和2年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について	担当部・課 教育庁学校教育部高校教育課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>【指摘20】 奨学生本人が、支払を遅滞した場合には、奨学生本人へ催告するとともに、連帯保証人に対する請求を徹底すべきである。</p> <p>【指摘32】 前年度の学年費精算書における「翌年度繰越額」と当年度の学年費精算書の「前年度繰越額」に差額が生じている場合には、その差異が生じた理由を明示することが必要である。</p>	<p>令和4年度からシステムで連帯保証人に関する情報の登録や精査をした上で請求を行っている。 令和5年度には奨学生本人及び連帯保証人あて、催告・請求を行い債権回収に努めた。</p> <p>学校訪問時や書面による県立学校全校の学校徴収金の状況確認の結果、学年費の精算方法など全て適正に処理されていたことから、継続的な指導助言等により改善がなされた。</p>

令和2年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について	担当部・課 教育庁総務企画部財務課
意見の概要	意見への対応
<p>【意見1】 (自動販売機設置事業者の貸付料は、学校ごとに大きな差が生じていることが確認された。県立学校における自動販売機設置事業者募集の権限は自校にしか及ばないことから、他校における貸付料の水準を知らない、あるいは関心を持たないことは、当然のことと考える。 また、貸付料の金額は、設置した自動販売機ごとに設置場所や販売商品の種類等により異なっており、これはやむを得ないことと考えるが、他方において適正な競争原理が機能していない可能性もあり、入札方法を見直すことも必要と考える。) 入札条件の地域要件Aについては、各県立学校において入札するのではなく、県立学校をいくつかのエリアに分けて、入札を実施すべきである。</p> <p>【意見14】 校舎内外の営繕箇所の点検と日常の維持管理の実施については、その都度、状況を把握している担当者が確認しているとのことであったが、学校として、全校的な管理計画の下で適切な日常管理を実施されたい。</p> <p>【意見37】 PTA会計、後援会会計等の団体費会計において、公費での負担は難しいと思われるが、少なくともPTA会計、後援会会計等の団体費会計にその負担を求めるに相当な理由がないと思われる支出が含まれている。 全ての県立学校の実態を教育委員会として把握し、かつ、内容を検討し、処理の統一を図ることを強く要望するものである。</p>	<p>地域要件A( )で契約中の15社を対象に、仮に県内5つのエリアごとに入札を実施した場合の入札参加の可否について聴取した。回答のあった13社のうち12社から、 自動販売機台数確保の困難性 営業区域の範囲内と範囲外が混在し対応不可 などを理由として入札参加できないとの回答があり、その実行性を確保できないことから、エリアごとの入札の実施は見送ることとした。 しかしながら、本意見の趣旨を踏まえ、各県立学校が全校の貸付料水準を把握できるよう、全校の契約状況を情報共有することで、適正な貸付料水準の確保を図ることとした。 入札に参加できる資格要件:茨城県内に本店、支店又は営業所があること。</p> <p>学校施設の安全性を確認するとともに、学校施設の長寿命化を図る上でも日常的な点検は欠かせないことから、県立学校の意見も集約した上で、日常点検における安全点検票(標準例)を作成し、県立学校へ周知した。この安全点検票を基本として、各県立学校における日常点検を通じて学校施設の適切な維持管理等を実施した。</p> <p>経費負担に疑義が生じている支出について、県立学校から聞き取った結果を関係課間で協議し、公費負担とすべき経費の事例を県立学校へ通知するとともに、平成26年に財務課において策定した「茨城県立学校公費・私費負担区分取扱指針」を改めて周知・徹底することで、全県立学校における処理の統一化を図った。</p>